

議案第 93 号 三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正趣旨

令和 7 年 2 月に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁による検討会が行われた。結果、林野火災の予防を目的とする林野火災注意報、林野火災警報を新たに規定し、的確に発令することにより、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとの報告がなされた。このことを踏まえ、国の準則が改正されたことから、三田市火災予防条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 火災警報の発令中における窓及び出入口等の閉鎖に関する規程の削除(第 31 条関係)

近年の住宅や事務所において、囲炉裏や釜戸など裸火を使用する設備・器具の減少を踏まえて、社会状況に合わせ規定を削除する。

(2) 林野火災注意報の設定(第 31 条の 8 関係)

市長は、気象状況等により林野火災発生の危険が高まり、火災予防上必要な場合に林野火災注意報を発令できるとし、林野火災注意報発令中は、指定された対象区域(森林内)において条例第 31 条に定める火(たき火等)の制限に従うよう指導する。

(3) 林野火災警報の設定(第 31 条の 9 関係)

すでに規定されている火災警報(市内全域)について、特に林野火災に対する火災予防が目的で警報を発令できるように火の使用制限を行う区域(森林内)を指定する。

(4) 届出が必要な行為の明確化など(第 48 条関係)

林野火災注意報や林野火災警報の発令時に、指定区域内(森林内)における「たき火」等の実施把握のため届出規程に「たき火を含む」ことを明確化する。また、火入れに関しては許可制で所管課から消防に通知があるため、二重届出を不要とする。

また、届出数増加に対応するため、届出の対象期間・区域を指定できるようにする。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日から施行。

※1 月～5 月に全国的に林野火災が多発することから周知期間を設けず施行する。

4 その他

施行日以降、周知方法は広報媒体のほか、関係所管課・市民に対し随時実施する。